

# 障害児を対象とする通学支援事業（モデル事業）

- 屋外での移動に大きな困難がある障害児の通学を対象とする外出支援について、**令和7年度からモデル事業を実施**（市単）
- なお、買い物、余暇活動、冠婚葬祭等については、従前から実施している移動支援事業（ガイドヘルプサービス）で対応可能（通学等は対象外）。費用負担は国1/2、県1/4、市1/4

※ただし、通学のための訓練の場合又は通常送迎している家族が病気となった場合、3か月を上限としてガイドヘルプサービスを利用可能

## モデル事業の概要

- ・ 18歳以下（幼稚園、保育園、大学、児童クラブ、放課後等デイサービス、私立学校等への送迎は対象外）
- ・ 視覚障害、全身性障害、知的障害（A1・A2）又は精神障害（1級）
- ・ 就労など、保護者が常時送迎できない状況
- ・ 医療的ケアを要する児童・生徒は対象外
- ・ 移動支援事業を参考に報酬を設定
- ・ 自己負担1割（負担軽減あり）
- ・ 中央区在住の児童・生徒、中央区所在の事業所に限定
- ・ 遵守事項として「移動支援・通学支援ガイドライン」を策定
- ・ 普及啓発として「障がい児の通学支援を考えるフォーラム」を開催

## 障がい児の通学支援を考えるフォーラム概要

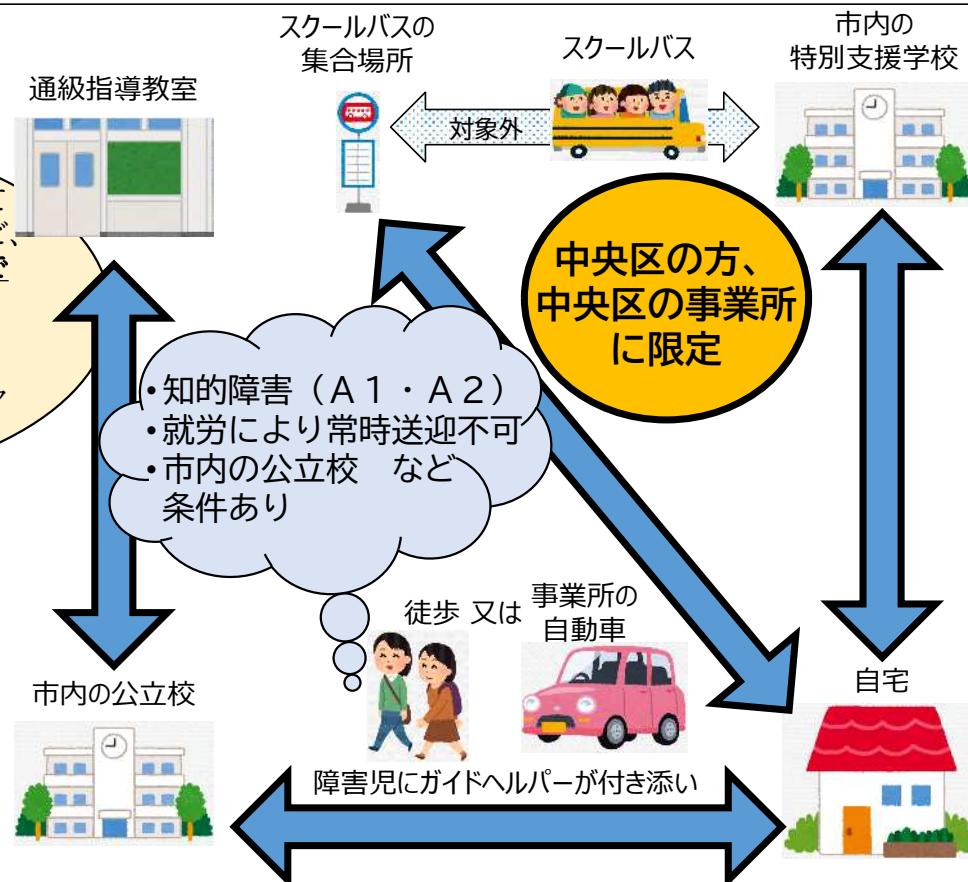
開催日：令和8年2月6日（金）  
場所：相模原市民会館 第一大会議室  
参加者数：97名  
内容：市から制度説明、保護者・学校・事業者から事例発表



### アンケート結果

Q 通学支援事業の今後の方向性  
⇒ 全市的な展開への期待 76.0%  
⇒ モデル事業の継続 24.0%

通常送迎している保護者が就労していても、**病気**となった場合など、3か月を上限として**移動支援事業で通学の付き添い**が可能  
※ 知的障害（A1～B2）、お住まいの行政区を問いません  
※ 市社会福祉協議会のボランティア等による対応も可能



※ 今後の検討状況によっては、内容を変更することがあります。  
※ 本資料の作成に当たっては、フリー素材「いらすとや」を利用しております。